

官民競争入札等監理委員会
第182回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第182回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年11月 1 日（火） 9：57～10：52

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - 東京医療センター施設管理業務
 - （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構／基幹ネットワークシステムに係る
保守・運用管理の委託業務
 - イオン照射研究施設等利用管理支援業務
3. 新プロセス移行後の変更の扱いについて
 - 那須平成の森運営管理業務
4. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集の結果について【非公開】
5. 閉 会

○引頭委員長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様おそろいということですので、第182回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、議事次第のとおり、議事次第の2から4まで御議論いただきたいと思えます。議事次第の4につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、本日の審議に入ります。まず、議事次第の2の実施要項（案）について、3件、御審議いただきたいと思えます。

実施要項（案）につきましては、事業主体からの報告に基づき入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、まず、「東京医療センター施設管理業務」について、古笛主査より御報告をお願いいたします。

○古笛委員 では、御報告させていただきます。

まず、資料1-1と参考資料3枚でございますので、それを踏まえて御説明させていただきます。

今回は、独立行政法人国立病院機構東京医療センターの施設管理業務についてです。参考資料の東京医療センターの管理・運營業務の概要に基づいて、御説明させていただきますと、施設としましては独立行政法人国立病院機構東京医療センター、目黒区に所在する病院でございます。780床の救命救急病棟なども踏まえた大きな病院の管理・運營業務についてということになりました。

事業選定の経緯は、平成26年に実施した「公共サービス改革基本方針」見直しに関する意見募集において、民間事業者のほうから、東京医療センターの病院施設について市場化テストの対象にしてほしいという意見がございましたので、47回及び48回の施設・研修等分科会において審議した結果、平成28年基本方針別表に新規事業として記載されることとなりました。

参考資料の2枚目に東京医療センター施設管理業務に係る契約状況の推移という資料がございますが、これを見ますと、平成21年には説明会には3者、3者応札、22年も6者説明会に参加され、6者応札、23年から25年、複数年契約になったときには説明会に25者の方がいらっしゃり、4者さんが応札されたという状況だったんですが、直近の26、27、28年度に限っては13者の方が説明会にいらっしゃり、結局、1者しか応札に参加されないという経緯がございました。この点なども踏まえ、競争性の改善に留意するような意見が分科会においてはあったところです。

本事業につきましては、基本方針別表において、「事業の実施状況等を踏まえ、競争性や事業規模等に留意しつつ、民間競争入札の対象箇所の拡大について検討する」というふうに記載され、大きな病院ということですので、本事業の実施状況は、他の病院における施設管理業務にも活用するということとなりました。

今回の29年から32年に係る3年間の業務の内容につきましては、先ほど御説明させてい

ただきましたとおり、東京医療センターの施設・設備管理業務、それから防災センター業務、駐車場監理業務及び環境整備業務というふうに広く施設管理にわたっております。

市場化テスト導入を踏まえた取り組みとしましては、入札参加資格について、これまで1企業としていたところ、複数の企業で構成されるグループ、共同事業体による入札参加を可能としたということとなっております。

実施要項（案）の審議結果、1としましては、やはり平成26年度開始事業が、4者応札だった平成23年度開始事業と比べて、特に内容が変わらなかったのになぜ1者になったのかというところが気になったので質問させていただいたところ、平成26年度開始事業では、従前事業に含まれていなかった特殊建築物定期調査報告業務というのが追加され、この当時には、この業務を実施可能な事業者が少なかったため、1者応札になったのだろうという回答がございました。現在は、この業務の実施がもう義務化され応札可能な事業者は増えてきているので、26年度開始の事業の当時とは違うのではないかというふうな説明もありました。

さらには、施設管理業務としても、病院ということで何か特性はあるのかということが質問しましたが、24時間救急の病院ということで、事業者さんのほうが患者さんの補助、介助を行う機会があるかもしれない。そういう点では、病院の施設管理という特性はあるかもしれませんが、その介助については、講習を受けてもらえば、それほど難しいことでも問題がないので、その他は一般的な施設管理業務と変わらないという御回答でした。

その後、平成28年9月26日から10月7日までパブリックコメントが実施されました。その際、1者から3件の意見があり、それを踏まえて実施要項（案）が修正されています。

1点目は、業務従事者名簿の作成、提出について、入札時までに資格等を証明する書類の提出を義務づけると参加事業者が制限されてしまうことから、契約締結時までというふうに訂正されています。

また、入札参加資格として1級造園技能士の有資格者が2名以上いることというふうには少し厳しいということで、1名以上いることというふうな要件が緩和され、2名以上いることということが加点要素とされました。

こういった経緯でございます。

○引頭委員長 古笛主査、ありがとうございました。

では、ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私のほうから確認です。前回の実施の際に業務範囲が広がった一方、その業務については、実施できる事業者数、資格を持っている人たちが少なかったため、1者応札になってしまった。しかし、その後、民間のほうでも、その資格を保有する事業者が増えるとみられるので、今回は入札者の数が増えるのではないかということになっているかと思っております。実際そうなるかどうか、入札結果を踏まえてまた議論していくという理解でよろしいでしょうか。

○古笛委員 はい、そういう結論でございます。

○引頭委員長 わかりました。では、よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により附議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はない、ということにいたします。

引き続き、実施要項（案）について御審議いただきたいと思えます。

それでは、「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構／基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務」について、石堂主査より御報告をお願いいたします。

○石堂委員 それでは、御報告申し上げます。

高齢・障害・求職者雇用支援機構ということでございまして、高齢者を雇用した事業者に対する給付金の給付とか、障害者の自立促進とか、あるいは一般の求職者に対する職業能力向上のための仕事、中には職業能力開発大学というものの経営も含んでいるようだけれども、そういうことをやっている事業体ということでもあります。

ネットで見ましたら、財務諸表上、経常支出が1,000億を超えるということですから、結構大きな機構であります。

平成23年に、それまでの高齢・障害者雇用支援機構というものと、それから雇用能力開発機構という、この2つが一緒になったという経緯がございまして、両方それぞれにシステムを持っていたのが、この28年3月にシステムの統合が完了したという事情もございまして、市場化テストのほうに移っていくということでもあります。

例によりまして後ろのほうにポンチ絵がついておるかと思えますので、それを御覧いただきたいと思えますが、機構の基幹システムでありまして、業務拠点は1つ、外部拠点が170ということで、業務規模として、御覧のようにクライアント端末が6,800台というようなことでもございました。

業務内容は、例によってでございますけれども、システムの操作・管理なり、障害時の対応といったことでもございまして、右側のほうに確保されるべき対象業務の質というようなものが掲げられております。

資料2-1に戻っていただきたいと思えますけれども、このペーパーの2番目にありますように、市場化テストに際して機構が行った取り組みということで、従来の実施状況を開示するという。これは、市場化テストではごく普通のことでもありますけれども、あと、共同体による参加、グループによる入札も可能にした。また、契約期間をこれまで1年11カ月だったものを5年にするというような長期化を図る。また、業務の従事者について資格要件の緩和をした。

情報処理業務経験年数10年とあったのを5年以上にし、10年以上資格のある者については加点要素にしたというような改善をしたわけでございます。

小委員会での審議の結果でございますけれども、論点は2つございまして、1つは、本業務のサービスレベルがSLA定義書の規定するレベル以下であるときには、ペナルティーを課すという規定がございまして、そうであれば、実施体制の人員や従事者の資格要件につい

て、業者からの提案によるという余地を持たせてよいのではないかということをございました。

これは、発注側は、常駐人員8人なら8人というふうに決め打ちで、それだけはそろえてくれということなのですが、もし業者の側が、もっと少ない人数である一定の工夫を加えれば業務の質は確保できるということであれば、それに従うべきではないかということをございます。

また、もう一つ、資格要件についても、いわゆる必須項目に全部持っていくのではなくて、加点項目との振り分けをしたらいかがかというような議論がございました。

それに対しまして実施要項上、業務の運用体制については、業務従事員の人数について、最低限必要な体制の人員の条件に基づき必要に応じて配置することということをございます。これは、交付要項の38ページに、そのように表現が改められたということがございます。

それから、統括マネージャとサービスマネージャに対する必要な経験とスキルの一部を削除いたしまして、また、経験と資格に関する評価基準についても再整理をいたしまして、配点を必須項目と任意項目の間で一部変えるという見直しを行っております。こちらは、交付要項の後ろのほう、88ページのあたりにその記載がございます。

ただ、これは、発注側としては一定の人数を最初から確保したいということがあったわけですので、一定のリスク、発注側としてのリスクが大きくなるという部分があります。それで、その下にありますように、万が一、業者から提案のあった体制によってサービスレベルが著しく低下したときには単純にペナルティーとしての減額措置にとどまらず、契約を解除することができるという項目を設けてバランスをとったという感じになっております。

裏面になりますが、もう一つの論点が運用期間中、非常に規模の大きなシステムなものですから、断続的に機器のリプレースが生じるということで、その情報を早く提供する旨を、きちっと記載すべきであるということから、また、業務内容の変更も予想されるため、協議事項や契約変更についての記載も検討すべきであるという議論でございました。

これに対しましては、運用対象機器のリプレースに係る情報提供を追記いたしました。また、早目の情報提供をしていくということをございます。また、運用管理対象機器が増加した場合については、契約変更について協議し、対応する旨を記載したということで、この辺は交付要項の34ページ、また、別途協議するというあたりについては37ページ等に記載されているところをございます。

これは、契約後に係るリプレースについての記述なのですが、実はこのシステムは、昨年の年金機構の個人情報漏れの関係で、これは各省庁共通だと思うんですけども、いわゆる個人情報を扱う業務系とインターネット系を分けるという作業をしておりまして、これが12月にできるということで、今後、そういう情報を開示しながら入札に向かって進めていくという計画になっております。

最後、意見招請及パブリックコメントの対応ですけれども、5者から63件とかなりの数の意見が寄せられましたが、大半は、仕様の明確化に関する要望や確認、また、もうちょっと情報をきちんと開示してほしいというものが大半を占めておまして、半数ぐらい、30件については意見を踏まえて必要な修正を行いました。そのほかは、実施要項の修正には至らなかったということでございます。

私からの報告は以上でございます。

○引頭委員長 石堂主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等ございましたら御発言お願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 ちょっと確認といたしますか、例の論点の1の実施体制の人員の問題ですね。あらかじめ指定して8人でしたっけ、ちょっと多過ぎるんでしょうね。それで、それを業者からの提案でという、それができるような内容にしたということだと思います。それはいいと思うんですけど、仮に業者のほうに絞りに絞って、例えば最低人員で、1人ぐらいでいいと、こういうふうにしたとしても、それでうまく回ると彼らが言い、かつコスト的にも評価にたえ得るということになるかと、これを通ることになるわけですね。

○引頭委員長 そうですね、サービスレベルが合意されている場所であれば。

○稲葉委員 ところがやってみて、やっぱりうまくいかなかった場合、多分、協議というか、途中でやり直すということになるんですね。

○引頭委員長 それについては石堂主査から御願います。

○石堂委員 そのリスクは、当然ございますので、柔軟に、業者からの提案によるということのないときにも、レベルが下がったときにはペナルティーを課す、減額措置するぞというのは含まれていましたけれども、先ほどの説明の中で申し上げたつもりですけれども、いわば、そのリスクが大きくなりますので、それについては契約を切ることもあるというのを今回入れたということでございます。それでバランスをとっているかと。

○引頭委員長 この委員会でも話が出ております性能発注まではいかないけれども、その色彩を帯びたような形で民間の事業者の創意工夫を十二分に引き出していきたいということですね。

○石堂委員 そのとおりです。

○引頭委員長 ただし、一方で、業務のリスクが高まってしまうので、その手当てを契約の中で行うという理解でよろしいでしょうか。

○石堂委員 はい。

○引頭委員長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。今の稲葉委員の御指摘の点も含めて、大変きめ細かく実施要項に御対応いただけたのではないかと思います。ありがとうございました。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により附議されました実施要項（案）

につきましては、監理委員会として異存はない、ということにいたします。

引き続き、実施要項（案）について御審議いただきたいと思えます。

それでは、「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」について、尾花主査より御報告をお願いいたします。

○尾花委員 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のイオン照射研究施設等利用管理支援業務の実施要項（案）について審議いたしましたので、御報告いたします。市場化テストの審議は2回目となっております。

まず、参考資料委員限り、横長の黄色い資料を御覧ください。1枚おめくりいただいて、左にイオン照射研究施設という写真がございます。TIARA施設と称します。

このTIARA施設には、サイクロトロン、タンデム加速器、イオン注入装置、シングルエンド加速器等の施設がございます、こちらに関する業務を機構が委託する内容となっております。

業務の内容については、非常にわかりにくいのですが、機構さんが主な業務のフローというのをおつくりいただいております。それが2ページ目のものになります。

実験利用者等という左の欄、真ん中が受注者の仕事、QST（利用管理課）というのが機構の仕事となります。この受注者は、赤字で書いてありますTIARA施設利用に関する業務ということで、機構内の実験の課題の募集や実験計画募集の手伝い、専門部会や高崎研究施設利用委員会の開催の手伝いをする業務というのが1つございまして、その次が実験装置の運転保守をする業務というのがございます。3番目が、これらの施設を機構外の方も利用するので、その外部実験者の窓口の受け入れ業務をするという業務がございます。

4番目が、こちらのTIARA施設等に関連してシンポジウムが開催されるのですが、その開催の手伝いをする。さらに、高崎量子応用研究所の研究年報の原稿執筆依頼、回収、整理等の業務をするという非常に多種の業務を依頼する内容となっております。

この業務については、1期目の評価では2者応札となっております。先ほどの横長の資料をもう1枚おめくりいただきまして、26年～28年の現契約を見ていただきますと、事業実施者は一般財団法人放射線利用振興協会となっております、これが従来よりずっと業務を受託しています。

上記以外の応札者としては、1期前よりビームオペレーション株式会社、現契約でもビームオペレーション株式会社が応札しておりますが、こちらが関係法人と申しまして、機構の役員経験者が再就職している等、もしくは売上高が事業収入に占める当該機構との取引の取引割合が3分の1以上である法人と定義されている関係法人となっております。

そこで、2者の入札がございましたが、関係法人が1者入っていることから、競争性に問題があるのではないかとということで、公サ法の手続でもう一度審議をすることになりました。

これを受けまして、機構のほうでは、資料3-1の2の通り、細かく対応はしてきてくださっております。

論点1では、実験利用者の利用満足度調査のアンケートの対象を広く、実験参加者全員にいたしますというような変更をしてくださっています。

論点2では、従事者に求める技術的な要件・人数について、放射線業務従事者の経験者が5名必要であるということになっていて、うち3名は業務開始までに機構に指定登録ということを行えばいいというふうに明示してもらいました。

論点3としては、機構における就業時間帯以外に事業者が対応すべき業務内容について、さらに開示をしてもらっています。

このような開示はされたものの、委員会内でも、この実施要項（案）の変更のみで応札者をさらに多く望めるのかということについては、うまくいくのか、かなり疑義を持った委員も多かったわけですが、そもそも、この業務自体が専門性とそうでないものが混在しているものの、機構としては、施設を一体として受託業者に任せることに意味があると考えておる業務なので、このまま進めていくには、広く応札できそうな業者に呼びかけてもらうということしかないのではないかということになって、その辺についていろいろ伺いました。

資料3-1の裏面を御覧ください。実施要項（案）の審議結果です。

論点1については、委員会で御説明するような大きな議論ではなく、実施要項（案）の細かい修正について対応をお願いいたしました。

論点2については、過去の実施状況の開示ということで、従来の実施に要した経費について、請負費として総額が記載されているだけで、内容がわからないではないかというような指摘をしたのですが、結局、この事業に要するのは人件費5名なので、5名の人件費のお金が年間3,700万円程度であるというような御報告を受けたので、人件費が想定される旨を請負費として注記してもらうことになりました。

先ほど申し上げましたとおり、関係法人のみによる応札が続いている実態を踏まえて、もう少し広く応札者を募るような活動をしてくださいということについては、受注が可能と思われる事業者ということで、10者程度リストも挙げてくださっているんですが、実施要項（案）を提示するなどして、参加を求める募集活動を事業主体として精力的に実施するとともに、入札公告後は電話、メール等で案内するというふうにお約束いただきましたので、こちらで2期目ももう一回やっていただくということになりました。

御報告は以上になります。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございました。

ただいま御説明ございました内容について御意見、御質問等ございましたら御発言お願いします。いかがでしょうか。石堂委員、お願いします。

○石堂委員 1点よろしいですか。細かい話で恐縮なんですが、論点3にありました就業時間帯以外に事業者が対応すべき業務ということで、それを明らかにするというので、要項35ページに過去の実績ということで、就業時間帯以外の供用技術支援回数とその時間数というのを書いているんですが、これは、働く時間が所定の外になるだけということな

のか、それとも超過勤務なのかというのがちょっと気になりました。

ということは、ちょっと別件で同じようなのがあって質問したんですけども、計画段階で超過勤務が発生しますと、いわば計画として、超過勤務を頭に入れておいてくださいということは言っているのかどうかというのがちょっと気になりました。突発的に超過勤務になることはありますよというのはいいかと思うんですけども、あらかじめ、こういうものが発生するんだということを前提にした計画で契約していくというのは、一般的にいいのかなという疑問がちょっとあるもんですから。

もう一回言いますと、就業時間帯以外の労働というのは、別に超過勤務を指すわけではなくて、朝9時から午後5時とっていたのが、そこでは休んでいいから、午後5時から8時まで働いてくれというような話なのか、それとも残業を意味しているのかというところをちょっと確認させていただきたい。

○引頭委員長 ありがとうございます。これは、事務局のほうからお答えをお願いいたします。

○事務局 事務局から回答いたします。

技術支援業務の部分につきましては、加速器の運転時間が24時間ということですので、時間外の業務が発生しますが、それは残業という扱いではなくて、時間を調整しながらやってくださいという趣旨ですが、時間外の業務がこれだけ発生しているという実績を参考として示しているというものでございます。

○石堂委員 私の問題意識とはちょっと違ったかと思いますので、結構でございます。

○引頭委員長 今の石堂委員の問題意識とこの件は違ったわけですけども、石堂委員の先ほどの問題意識についてお答えになられる事務局の方いらっしゃいますか。

○石堂委員 そうですね。この前、同じ質問したときには、要項上に、最初は超勤20時間ぐらいを予定するということが書かれていたんですけど、その後それを取り下げたんですね。突発的に超勤になることもあるよという表現になったので、それは許容範囲だと思うんですけども、あらかじめ月20時間の超勤がありますということを最初から正々堂々と出して行って、ほんとうにいいんだろうかというのがちょっと疑問に思ったわけです。

○引頭委員長 わかりました、ありがとうございます。

本件については、24時間稼働ということなので、当然ながら、それは生じるということで、こういう書き方になったということですね。

○石堂委員 はい。

○引頭委員長 わかりました。

ほかにございますか。稲葉委員。

○稲葉委員 すごく違和感を感じるプロジェクトだと思います。言ってみれば、このイオン照射研究施設の運用を丸ごとアクセスしようというわけですね。したがって、これに対応できる民間というのは、履歴ではあまり考えられなくて、その一部で汎用的なものを、ほかの技術もあるけども、ここに転用してみようかみたいなどころがあると、今まで議論

したような、そういう競争入札というのはできるわけですけど、イオン照射研究施設という独特の施設の運用を全て丸ごとやってくれる人いませんかとっているわけで、そういうことをやってきた人以外には本来ないじゃないですか。それをやるという意味は、ほんとうにあるのかなって強く思いますね。

それは、この検討会の議論の範囲外だと思いますけども、これだったら、何のためにイオン照射研究施設がいわば国立研究開発法人の中にないとけないのかみたいな、と思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。先ほど尾花主査からの御説明でも、種類の違う業務をまとめてということの御説明がありましたが、尾花主査は何かつけ加えることはございますか。

○尾花委員 おっしゃるとおりで、この業務自体が機構の指図のもと、5名の受注者の従業員がTIARA施設内で行われる実験の計画をうまく準備し、保守・管理し、清掃し、外部の実験者を受け入れ、また、関連で開かれるシンポジウムのお手伝いをしということで、本来は機構の従業員の方がなさってもいいものを外出ししているという業務で、特殊性が非常にあって難しいとは思いますが。

1回目の審議のときも、例えば清掃業務を分けられませんとか、受け入れ窓口なんかは機構の方がされたいかがでしようかみたいな話もして、運転保守業務だけなら外出しできるかもしれないとか、機構内課題募集とかシンポジウム開催準備等の事務局業務なら、まだほかの特殊な業者ができるかもしれないというような議論もしたんですけども、その点については機構が、この施設に関連する業務をまとめて受注していただきたいんだという御意向だったもので、このような形になっております。

○稲葉委員 全く今の尾花委員の御説明のとおりだと思うんです。本来は、そういうやり方をしたほうが目的にかなっていると思う。丸ごとこういうふうにするというんだったら、自分たちがやればいいではないかということですね。

○引頭委員長 事務局から何かつけ加えることはございますか。

○事務局 1期目の評価の際の説明では、導入する前の段階で、もともとこの業務を3つほどに分割して、計7、8名の従事者でやっていた。それを各方面からの御指摘を踏まえて一本にまとめて、従事者を減らしてうまく回せるような工夫をしたとのことでした。その点だけ補足させていただきます。

○引頭委員長 ありがとうございます。今の稲葉委員の御指摘、そして尾花主査の御説明、そもそもの事業のあり方にも起因していることだと思えます。さらに、まとめたほうがいいのではないかというのは私どもが評価の際にじゃなくて……。

○事務局 その前段階の、別のほう。

○引頭委員長 別のほうですよ。

○事務局 はい。

○引頭委員長 ありがとうございます。今の稲葉委員の御指摘、そして尾花主査の御説明

にもありましたが、そもそもの事業のあり方にも起因していることだと思います。さらに、まとめたほうがいいのではないかというのは私どもが評価の際にということではなく……。

○事務局 その前段階の、別のほう。

○引頭委員長 別のほうですよ。

○事務局 はい。

○引頭委員長 市場化テストではない仕組みにおいての御意見で、事業の包括化をして確かにコストは下がったけれども、他の事業と比べると少し毛色が違ったものになっている、そういうことだと思います。

今回、機構のほうでぜひ包括化でやりということですが、確かに大きな疑問を指摘されたというのも事実でございます。これにつきましては、実際の実施要項の状況等をきちっと見て、また委員会で検討していくといいますか、考えていく、そういうことで、皆様よろしいでしょうか。

では、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はない、ということにいたします。

それでは、議事次第の3に移らせていただきます。新プロセス移行後の変更の取り扱いについて、1件御審議いただきたいと思います。新プロセスに移行した事業については、これまでの実施要項を承継することを前提に、監理委員会の議を経たものとして、改めて監理委員会での審議を行わないこととしております。

これから御議論いただきます事業は、一部ではありますが、実施要項に変更があったため、どのような対応をすべきか、入札監理小委員会で御議論いただきました。

それでは、「那須平成の森運営管理業務」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○新井参事官 それでは、ただいまの議題につきまして、資料4、それから、その後ろにあります参考資料に基づきまして御説明いたします。

まず資料4ですが、事業概要、これまでの経緯。これは、環境省が管理しております那須平成の森というところの運営管理業務でありまして、ここは開園当初は運営手法を新たに確立していく必要があるということで、企画競争で行われておりまして、その後一定の運営手法が確立できたということで、より競争性を高めるべく公共サービス改革方針の別表で新規事業として選定されまして、本年6月に実施した監理委員会におきまして、運用状況も良好であるということで、新プロセスに移行するという位置づけがなされたものになります。

今回、環境省のほうから報告がありまして、この那須平成の森につきまして、一部事業の範囲を、単位を変更したということで、今回お諮りする次第です。

参考資料のほうを見ていただきたいのですが、横長のカラーのほうですけれども、ここは那須の御用邸用地の一部を国民に開放するというので、宮内庁から環境省に移管された場所になりまして、北側のエリアがふれあいの森、それから那須平成のフィールドセン

ター、それから学びの森、この3カ所です。それと、南側にありますビジターセンター、この大きく4つの拠点を一括して、この森の運営管理業務として実施がなされてきたんですが、今回御相談がありましたのは、この北側と南側を分けて業務を行いたいというようなことになります。

今申し上げましたように一体的に運營業務を行ってきたということになりますが、環境省内で検討したところでは、両者の施設が非常に距離が離れておりまして、それから、見通しが悪い場所である、冬場には路面が凍結するといったところの条件下で、職員の頻繁な移動の中では安全上の問題も危惧されておりました。このため一体として事業を実施するのは合理的でないのではないかとということで、事業単位を分離することとしたいということでもあります。

それから、入札につきましても、これまでの状況から見まして、応札というのは十分にそれぞれ見込めるといふ点、それから、今までよりは効率的に事業が行われるというところでもありますので、この事業単位で実施することとしたいということです。特に南側、那須高原ビジターセンターのほうにつきましても、ある程度規模が限られているということがありますので、格付を変更して、具体的には、これまでCまででしたけれども、D等級まで広げて入札に参加しやすいようにもしているということでもあります。

先ほど委員長のほうからもおっしゃっていただきましたように、新プロセスの位置づけがなされている事業ということでありまして、26年3月にこの委員会でお決めいただきました指針に基づきまして、新プロセスに移行したものにつきましても、従来の実施要項を承継する、手続の簡素化に伴うものを除いてではありますけれども、そういう見込みであることを前提にしまして、また、入札条件等大幅な見直しの必要がないということであれば、この監理委員会の審議に付すというところまでは求めず、事務局のほうで確認するという効率的なチェック体制に移行するということを規定していただいております。

上記、環境省の報告からは、この事業変更ということを考えますと、私ども、入札状況の大幅な見直しの必要なものではないのではないかとこのように考えられます。また、その他参加資格ですとか情報開示、競争性の確保に関する点につきましても、前回の実施要項を踏まえたものとなっております。新たな業務追加等ではないというところは確認しております。

以上のことから、本事業につきましても、新プロセスのままということでもよろしいのではないかとこの方向で小委員会のほうにもお諮りをしましたところ、本事業の分割というのは合理的なものであるという点、それから、実施要項の大幅な見直しの必要なものではないということで、既定方針どおり新プロセスの手続に従うということで監理委員会に御報告するというところとなりました。よろしく願いいたします。

○引頭委員長 新井参事官、ありがとうございました。

ただいま御説明ございました内容について、御意見、御質問ございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。ありますか。

では、稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 別に違和感はありませんが、何となく変なのは、このビジターセンターと森との間で距離があって大変なんですよね。多分、ビジターセンターの機能からして、この森の状況がどうだとかということを知っておかなきゃいけないし、したがって、別にしても多分、人の往来というか職員の往来って、やっぱり不可欠なんではないかと思うんですよね。だから、一体としてやっても、別にやっても、所属する人は、名前は違うかもしれないけど、関係者が行ったり来たりする必要があるというのは変わらないんじゃないかと思うんです。

というのは、それはビジターセンターの特徴からして、森と関係ないことをやっていけば別にいいんですけど、そこに行く人たちのためのいわばビジターセンターなわけだから、森の様子もよくわかっていなきゃいけないし、今後もスタッフは頻繁に行き来するんじゃないかなと思うんですけど。それでも、組織を別にしたほうがいいんですかね。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○新井参事官 今の点につきましては、今度、いわゆる北側の広いところと南側のビジターセンターに分かれるわけなんですけど、一体でやっていると、どうしても管理業務というところである程度往来が必要になるのですが、それぞれで分離して管理することになりますと、それぞれの状況を把握していくということは必要ですけども、実際に往来というところまでを一々しなくても、モバイルのような形で情報を共有するというふうに効率的な運営が図れるのではないかとということもありまして、ある意味、そもそも両者の運営をこの際見直すということもあわせてまして、環境省としては取り組みたいというふうな報告は受けておりました。

○引頭委員長 ありがとうございます。

稲葉委員の御指摘のとおり、業務の運営を変えれば別に分割しなくてもいいのではないかと御指摘もあるのかもしれませんが、ただ、今回の工夫としてビジターセンターの入札資格について等級をD等級まで広げたということで、より多くの事業者が対象となるということですので、その点は従来と違って、競争性の確保ということには資するのではないかとと思われます。

本件は、新プロセスにとどまるということで、さらにそれは監理委員会での審議を経ずに御報告という取り扱いかと思います。

それで、1点確認ですが、新プロセスになっている案件は、今、全部で何件ありますか。

○事務局 正確な数ではございませんけれども、大体、50ぐらいはあろうかと思います。

○引頭委員長 50ですか、失礼いたしました。今回の事務局からの資料に書いてあるように、新プロセスに移ったものに関しては、もともとの実施要項（案）に基づいて、多少の改良の場合は事務局の処理とする。より競争性を確保するための多少の改良についてはこうした取扱いではなりませんが、今回のように事業を分割するという事案になったので、一応、報告したということですね。手続としては、そういう位置づけでよろしいでしょうか。

○新井参事官　そうですね。一義的には事務局に処理は委任していただいておりますが、特に競争性を阻害するようなことにならないかというところの判断を委員会にお諮りしたほうが良い変更の場合には、このような形でお諮りするということで、このケースがある意味、少しテストケースといいますか、今後の道しるべになろうかと思えます。

○引頭委員長　わかりました。ありがとうございます。

では、委員からの御指摘を含めて、今後、本件につきましても実施の状況を事務局のほうで御確認いただくということになると思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。本件につきましては、入札監理小委員会での結論のとおり、監理委員会として新プロセスの手続を継続することについて異存はない、ということにいたします。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。